

令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく
施策の実施計画(案)

資料7

↓担当課室の略称については最終ページを御確認ください。

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
I-1-1(1) 生産者の取組への支援							
1	イ 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進	みや米	環境にやさしい農業定着促進事業	6,708	農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産を確保するため、農産物認証制度等に取り組む生産者の活動を支援する。また、販売会等を通じ、環境に配慮した農産物の生産に対する消費者の理解を図る。	有機JASや本県の認証制度等の環境保全型農業に関する制度を周知するとともに、消費者への周知強化を図っていく。	
			環境保全型農業直接支払交付金事業	142,554	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて国・県・市町村が一体的に支援を行うことで、本県における環境に配慮した農業を推進する。	今後も継続して施策を推進していく。	
		園推	みやぎ大規模園芸総合推進事業	24,718	みやぎ園芸特産振興戦略プランに基づき、先進的園芸経営体育成や大規模区画ほ場を活用した露地園芸の生産拡大、園芸作物の企業等の推進を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	
2	ロ 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大	みや米	GAP認証取得推進事業	3,836	研修会の開催やGAP指導員による技術支援、県GAP実践農場の登録等を通じて、認証取得に向けた取組を推進する。また、農業教育機関に対し第三者認証GAP取得に要する費用を支援するほか、GAP指導員の育成を図る。	認証取得済みの生産者に対しても支援対象とすることから「取組維持」を追記した。また、GAPの取組について消費者の理解が深まるよう施策26のPR販売会等の機会を活用して情報発信をしていく。	
3	ハ 農薬の適正使用の推進	みや米	農薬適正使用推進事業	2,135	農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会等を実施するとともに、農薬販売者及び農薬使用者を対象に立入検査を実施する。	令和4年度も農薬使用が多い6月から8月にかけて農薬危害防止運動を実施し、農薬の適正使用や事故防止の呼びかけを行う。また、農薬適正使用推進のため、農薬管理指導士の養成・更新研修会を開催する。農薬使用量の低減については施策1の事業で推進していく。	
4	ニ 牛のトレーサビリティシステムの推進	家対室	牛の個体識別番号耳標装着の徹底	0	牛の生産履歴を管理するための個体識別番号耳標の装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
I-1-(2) 農林水産物生産環境づくり支援							
5	イ 土壌環境適正化の推進	みや米	農用地土壌汚染対策推進事業	8,077	カドミウムの吸収抑制対策として水田の湛水管理（出穂期前後一定期間）の徹底を図るとともに、出荷前の米のカドミウム含有量を調査し、超過米の流通防止対策を講じる。	湛水管理については、気象や土壌条件の影響を受けるため、水管理の更なる徹底を推進する。	
			土壌由来リスク対策事業	2,797	カドミウム低吸収性イネ有望系統の特性の年次変動を把握するため現地実証を継続し、既存品種と同等の収量・品質が得られることを確認する。	カドミウム低吸収イネの現地実証について、既存品種との同等性を検証する。	
6	ロ 家畜伝染病の発生予防の徹底	家対室	家畜伝染病予防事業・豚熱等発生予防対策事業	150,209	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病や家畜伝染性疾患の発生予防に努めるとともに、発生時における患畜の殺処分や消毒等のまん延防止措置を講じる。	今後も継続して立ち入り調査等を実施するとともに、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策を推進していく。野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を実施し、県内への侵入状況を把握し、監視体制を維持する。	
			家畜衛生対策事業	31,125	生産性を阻害する慢性疾病等の調査と対策指導、96ヶ月齢以上及び特定症状で死亡した牛のBSE検査を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	
7	ハ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進	水整	有用貝類毒化監視・販売対策事業	8,814	貝毒原因プランクトンの監視調査や二枚貝等の貝毒検査を行い、貝毒を原因とする食中毒の未然防止を図る。	貝毒を原因とする食中毒の未然防止を図るため、貝毒原因プランクトン調査や二枚貝等の貝毒検査を行う。また、県漁協等の関係機関と連携して、更に合理的かつ効率的な監視体制を構築していくため、貝毒の検査結果や各種調査データ及び最新の研究成果等について、国や岩手県等と情報共有を行う。	
			カキ中のノロウイルス低減対策に関する研究	2,100	カキ中のノロウイルス等の低減法の検証及び低減法を検証するため必要となるウイルス汚染カキの作成に係る研究を実施する。	共同研究機関と綿密な打合せを行い、効率的な研究を推進する。	
8	ニ 特用林産物の生産再開への支援	林振	特用林産物放射性物質対策事業（うち生産再開支援）	122,225	原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除と生産再開を支援するため、県外から汚染されていない原木など安全な生産資材を購入する経費に対して補助する。併せて、県産原木の使用再開に向けて、非破壊検査装置による県内産原木の試験測定を実施する。	引き続き、安全な原木購入などの支援及び非破壊検査装置による試験測定を実施する。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
I-1-(3) 事業者の取組への支援							
9	イ HACCPを踏まえた自主的な衛生管理体制の整備の推進	食暮	HACCP定着事業	2,322	食品衛生法改正により、原則として全ての食品等事業者は一般衛生管理に加えてHACCPに沿った衛生管理を実施することが制度化された。事業者のHACCP導入もしくは実践について個別の相談に応じるほか、事業者を対象としたHACCP研修会の開催など技術的な支援を行う。	食品等事業者に対し、衛生管理意識の向上のため、HACCP研修会（webの活用等含む）への参加や宮城HACCP導入・実践支援制度の利用を促すと共に、営業許可、営業届出の申請時、施設監視時、食品衛生責任者研修会等の機会に事業者へ指導することで制度の普及を図る。	
		水振	HACCP等対応施設整備支援事業	400,500	水産加工品等の海外輸出を目指す水産加工業者が行うHACCP取得のための施設の新設、改修、機器整備に対して支援（補助）する。	今後も継続して施策を推進していく。	
10	ロ 外食産業の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大	食振	食育・地産地消推進事業	6,673	県産食材の利用を拡大するため、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の店舗数増加を図る。	県産食材の利用拡大に向けて、企業訪問や地産地消キャンペーンなどに取り組むことにより、地産地消推進店登録店舗数増加に努める。	
I-2-(1) 生産段階における安全性の確保							
11	イ 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化	みや米	農薬適正使用推進事業	2,135	農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会等を実施するとともに、農薬販売者及び農薬使用者を対象に立入検査を実施する。	農薬使用者に対する立入検査についてはJAや直売所等と連携して計画的に検査を行うほか、JAの自主的な残留農薬検査や国の農薬使用状況調査などの結果に応じて緊急的に立入検査を行うことで適正さを保つよう努めていく。	
		水整	養殖衛生管理体制整備事業	3,202	適正な医薬品の使用や養殖管理について指導を行う他、養魚飼料の安全性を確保するため、飼料製造業者等への立入、収去検査を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	
12	ロ 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施	みや米	肥料品質確保事業	408	肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質確保等に関する法律に基づき、肥料生産業者へ立入検査及び収去肥料の分析を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	
		畜産	流通飼料対策事業	945	飼料安全法に基づき、飼料取扱業者に対し、監視・指導を実施し、県内流通飼料の安全性の確保を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	
		水整	養殖衛生管理体制整備事業	3,202	適正な医薬品の使用や養殖管理について指導を行う他、養魚飼料の安全性を確保するため、飼料製造業者等への立入、収去検査を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
13	ハ 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導	家対室	動物用医薬品等取締指導事業	228	動物用医薬品販売業者への監視指導を実施し、適正な流通を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	
14	ニ 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施	家対室	家畜伝染病予防事業・豚熱等発生予防対策事業	150,209	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病や家畜伝染性疾患の発生予防に努めるとともに、発生時における患畜の殺処分や消毒等のまん延防止措置を講じる。	今後も継続して立ち入り調査等を実施するとともに、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策を推進していく。野生のいのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を実施し、県内への侵入状況を把握し、監視体制を維持する。	
		家対室	家畜衛生対策事業	31,125	生産性を阻害する慢性疾患等の調査と対策指導、96ヶ月齢以上及び特定症状で死亡した牛のBSE検査を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	

I-2-(2) 流通・販売段階における安全性の確保

15	イ 食品営業施設の監視指導の徹底	食暮	食品営業施設の監視指導事業	30,598	「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設などに対する計画的な監視を実施し、必要に応じて事業者に対し適切な衛生管理を指導する。 また、食品衛生担当者会議等を定期的に行い、情報を共有するとともに、業務の進捗状況の管理や事業の最適化を図る。	計画的な監視を継続し、食中毒の発生や不適切な食品の流通を未然に防止する。食品衛生担当者間の情報共有により、事業の円滑な推進と担当者の資質向上を図る。	
		食暮	食中毒防止総合対策事業	15,399	食中毒予防月間に広域流通食品の製造施設等を対象とする集中的に一斉監視、食品事業者に対する講習会のほか消費者を対象とする街頭キャンペーンを実施し、手洗いの励行や、食肉の加熱徹底、生食用鮮魚における寄生虫等の危険性など、食中毒予防を啓発する。	食中毒予防啓発事業を継続して実施する。特に重点施設に対する監視・指導を計画的に実施すると共に、パンフレット等の啓発資料を作成し、街頭キャンペーン等により消費者を対象に食中毒の防止を啓発する。	
16	ロ 食品検査による安全性の確保	食暮	食品検査対策事業	32,289	県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、規格基準等に関する検査を行う他、食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施する。不適切な食品が確認された際には、当該食品の流通を防止すると共に、製造事業者等に対して改善に必要な措置を講じ健康被害の発生防止に寄与する。	県内における生産、製造、流通等の状況、違反事例の多い食品等を考慮した上策定した計画に基づき、保健所や検査機関の状況や実施体制、実効性を踏まえ、継続的に実施する。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
17	ハ 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底	食暮	食品検査対策事業	32,289	県内に流通する食品(輸入食品を含む)について、規格基準等に関する検査を行う他、食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施する。不適切な食品が確認された際には、当該食品の流通を防止すると共に、製造事業者等に対して改善に必要な措置を講じ健康被害の発生防止に寄与する。	県内における生産、製造、流通等の状況、違反事例の多い食品等を考慮した上策定した計画に基づき、保健所や検査機関の状況や実施体制、実効性を踏まえ、継続的に実施する。	○
		食暮	かき処理指導費	3,840	かき処理場等の施設の監視指導やかきの検査等により、基準を逸脱するかきの流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止する。	今後も継続して施策を推進していく。	
		食暮	と畜食肉検査費	1,016	食用の獣畜にかかると畜検査において疾病や異常を排除する他、動物用医薬品等の残留検査を実施する。また、と畜場の衛生管理に関する監視指導を実施し安全な食肉の供給を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	
		食暮	食鳥肉検査費	844	食鳥にかかる食鳥検査において、疾病や異常を排除する他、動物用医薬品等の残留検査を実施する。また、食鳥処理場の衛生管理に関する監視指導を実施し安全な食鳥肉の供給を図る。	令和4年度より開始された指定検査機関における検査の適格性を併せて確認するなど、今後も継続して施策を推進していく。	
		食暮	BSE検査事業	3,171	牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、生体における神経症状等の確認、必要に応じBSE検査を実施及び解体作業における特定危険部位の除去の徹底を指導する。	今後も継続して施策を推進していく。	
18	ニ 米穀事業者の監視指導の徹底	みや米	米トレーサビリティ法に基づく米穀の流通監視業務	0	米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携しながら立入検査を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
I-2-(3) 食品表示の適正化の推進							
19	イ 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施	食暮	食の110番等食の安全安心に関する相談窓口	0	県内保健所に相談窓口「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、相談者へ適切な情報を提供するとともに、必要に応じて食品事業者に対し調査、指導する。	今後も継続して施策を推進していく。	
			食品営業施設の監視指導事業	30,598	「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設などに対する計画的な監視を実施し、必要に応じて事業者に対し適切な衛生管理を指導する。 また、食品衛生担当者会議等を定期的に行い、情報を共有するとともに、業務の進捗状況の管理や事業の最適化を図る。	計画的な監視を継続し、食中毒の発生や不適切な食品の流通を未然に防止する。食品衛生担当者の情報共有により、事業の円滑な推進と担当者の資質向上を図る。	
			食品表示適正化事業	988	関係機関と連携し、食品表示110番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。	被疑情報や食品表示ウォッチャーのモニタリング調査などに基づき、食品表示法に基づく表示の適正化に取り組む。特に、経過措置期間が令和3年度で終了した加工食品の原料原産地表示の適正化について重点的に取り組む。	
			栄養成分表示適正化事業	814	食品表示法及び健康増進法に基づく表示の適正化を図るため、食品関連事業者からの相談対応や指導を行う。	栄養成分表示の義務化等を踏まえ、食品関連事業者向けに作成したリーフレット等を用い、研修会等の場面を活用し引き続き制度の普及・啓発を行う。	
			薬事指導取締事業	45,309	無承認無許可医薬品の流通実態の把握と取締りを目的として買上げ調査において、県内流通製品の買上げ及び業者指導を実施する。	継続して施策を推進していく。	
20	ロ ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施	食暮	食品表示適正化事業	988	関係機関と連携し、食品表示110番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。	食品表示ウォッチャーへの研修や食品表示ウォッチャーからの個別具体的な問合せへの説明などにより、効果的なモニタリング調査を実施する。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
21	ハ 食品表示に関する研修会等の実施	食暮	食品表示適正化事業	988	関係機関と連携し、食品表示110番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。	関係機関と連携し、消費者、事業者等からの相談に対応するほか、講師派遣を行うなど普及啓発を図る。	
		健推	栄養成分表示適正化事業	814	食品表示法及び健康増進法に基づく表示の適性化を図るため、食品関連事業者や消費者等を対象に研修会等の機会により、普及啓発を行う。	栄養成分表示の義務化等を踏まえ、食品関連事業者向けに作成したリーフレット等を用い、研修会等の場面を活用し引き続き制度の普及・啓発を行う。	

I - 2 - (4) 食品の放射性物質検査の継続

22	イ 農林水産畜産物等の検査	食振	県産農林水産物放射性物質対策事業	2,804	原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づき、県産農林水産物の放射性物質検査を実施する。	県産農林水産物の放射性物質検査については、原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づきながら実施する。また、引き続き検査結果のわかりやすい公表に努める。	
		園推	農産物放射能対策事業	18,801	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する、県産農産物における放射性物質濃度のモニタリングを継続し、県民の不安解消を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	
		畜産	放射性物質影響調査事業	11,550	牧草等の粗飼料及び原乳の放射性物質検査を実施するとともに、原乳における検査を実施し、本県畜産物の安全性を確認する。また、牧草等粗飼料への土壌からの放射性物質移行の機序を解明し、安全・安全な粗飼料生産に寄与する。	今後も継続して施策を推進していく。	
		畜産	肉用牛出荷円滑化推進事業	65,754	県内で生産される牛肉について、福島第一原発事故由来の放射性物質の濃度を測定し、安全性を確認する。	今後も継続して施策を推進していく。	
		水振	水産物安全確保対策事業	33,274	県産水産物の安全性を確認して風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。	県産水産物の安全・安心を確保するため、引き続き水産物の放射性物質検査を行うとともに、安全性に関する正確な情報発信とPRを行う。	
		水振	水産物放射能対策事業	5,914	放射能に係る水産物の安全性を確認するため、入手困難なサンプル検体を漁業調査指導船により確保し検査を実施する。	県産水産物の安全・安心を確保するため、引き続き水産物の放射性物質検査を行うとともに、安全性に関する正確な情報発信とPRを行う。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
		林振	特用林産物放射性物質対策事業 (うち放射性物質検査)	32,044	安全・安心な県産特用林産物の流通や出荷制限解除を推進するため、検査計画に基づき放射性物質検査を実施する。	今後も継続して施策を推進していく。	○
		自保	野生鳥獣放射能対策事業	6,500	有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシ等の野生鳥獣から検査用の肉を採取し、専門事業者において放射性物質モニタリング検査を実施し、その結果を公表する。 また、ニホンジカ肉の出荷制限一部解除の対象となった食肉加工処理業者が受け入れたすべてのニホンジカから検査用の肉を採取し、専門事業者において放射性物質全頭検査を実施し、その結果を公表する。	放射性物質モニタリング調査の検体数については、国の出荷制限解除基準に変更がないことから、令和4年度は従来と同じ検査計画(年間200検体程度)で実施する。また、出荷制限一部解除の対象となったニホンジカ肉について食肉加工処理業者が受け入れたすべてのニホンジカ肉検査を行う(年間725検体程度)。	
23	□ 流通食品の検査	食暮	放射性物質検査対策事業	4,780	「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する食品について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、これに基づき計画的に流通食品の放射性物質検査を実施し、結果を公表することで県民の不安解消に寄与する。	今後も継続して施策を推進していく。	
II-1-(1) 情報の収集、分析及び公開							
24	イ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供	食暮	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	1,584	アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。	アンケート調査、研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により、県民の意向の把握と情報提供に取り組む。	
		食暮	新型コロナ対策実施中ポスター(飲食店用)の発行	0	飲食店事業者(居酒屋、レストラン、食堂、カラオケ、バー、クラブ等)を対象とし、業種毎に定められたガイドラインに従い、感染防止対策に取り組んでいる店舗であることを県民に示す「新型コロナ対策実施中ポスター」を発行する。	飲食店事業者を対象とし、業種毎に定められたガイドラインに従い、感染防止対策に取り組んでいる店舗であることを示すポスターを発行する。 加えて、希望する飲食店に対しては、上位制度にあたる「選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」を周知し、誘導を図る。	
		食暮	選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ対策認証制度	133,000	飲食店等の感染防止対策に必要な事項について、その実施状況を確認し、県が定める基準を満たしている場合に認証を行う。	今後も継続して施策を推進する。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
25	□ 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表	食振	地域イメージ確立推進事業(うち「食材王国みやぎ」情報発信事業)	1,731	公式フェイスブック、Instagramを活用し、県内の食に関する情報提供やイベントのPRを実施する。	世代に応じた広報媒体として、食材王国みやぎFacebook、食材王国みやぎ(公式)Instagramにより、若年層に向けた「宮城の食」の積極的な情報発信を実施する。	
		食暮	食品検査対策事業	32,289	輸入食品を含む、県内に流通する食品について、規格基準等に関する検査を行う他、食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施する。不適切な食品が確認された際には、当該食品の流通を防止すると共に、製造事業者等に対して改善に必要な措置を講じ健康被害の発生防止に寄与する。	県内における生産、製造、流通等の状況、違反事例の多い食品等を考慮した上策定した計画に基づき、保健所や検査機関の状況や実施体制、実効性を踏まえ、継続的に実施する。	○
		食暮	食品営業施設の監視指導事業	30,598	「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設などに対する計画的な監視を実施し、必要に応じて事業者に対し適切な衛生管理を指導する。 また、食品衛生担当者会議等を定期的に開催し、情報を共有するとともに、業務の進捗状況の管理や事業の最適化を図る。	計画的な監視を継続し、食中毒の発生や不適切な食品の流通を未然に防止する。食品衛生担当者の情報共有により、事業の円滑な推進と担当者の資質向上を図る。	○

II-1-(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

26	イ 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進	食暮	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	1,584	アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。	研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により、消費者と生産者・事業者との相互理解を推進する。	○
		農振	「地域食と農の相談窓口」設置事業	0	県内9カ所の農業改良普及センター及び農業振興課に「地域食と農の相談窓口」を設置し、消費者等の食と農に関する相談に対応する。	相談内容については関係者で情報共有を図りながら、引き続き継続して施策を推進してまいります。	
		みや米	環境にやさしい農業定着促進事業	6,708	農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産を確保するため、農産物認証制度等に取り組む生産者の活動を支援する。 また、販売会等を通じ、環境に配慮した農産物の生産に対する消費者の理解を図る。	有機JASや本県の認証制度等の環境保全型農業に関する制度を周知するとともに、消費者への周知強化を図っていく。また、GAPの取組についても消費者の理解が深まるようPR販売会等の機会を活用して情報発信をしていく。	○

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
		保体・農政室、畜産、水振、みや米振、林振、園推、	学校給食における県産食材の利用推進	0	県内各地で生産・加工される農林水産畜産物について、食材情報の発信や郷土料理の紹介などの啓発活動や安定供給のための支援を通じ、学校給食における県産農林水産畜産物の利用率を高める。(保体) 県内で生産される農林水産畜産物について、積極的な情報発信を行い、学校給食における利用の促進を図る。(農政室・関係各課) 学校給食用米穀として県産ひとめぼれ1等米を供給する際、供給価格が基準価格を超えた場合にその差額を掛かり増し経費として負担する。(みや米)	各市町村教育委員会や栄養教諭等を対象とした研修会を実施し、地場産物活用について啓発を行うほか、地場産物活用状況等調査を実施し、県産食材の利用促進を図る。また、「伊達な学校給食フェア」により地場産物活用の実践例を紹介し、県民の理解を深める。(保体) 今後も継続して施策を推進していく。(関係各課)	
27	関係団体との連携・協働の推進	食暮	食品衛生資質向上対策事業	3,543	食品関係事業者における自主的な衛生管理水準向上の取組を浸透させることによる食の安全・安心の確保を目的とし、食品衛生推進員、食品衛生指導員による管理運営基準の普及啓発等を行うため、宮城県食品衛生協会と連携し、必要な措置を講じる。	今後も継続して施策を推進していく。	
		水振	水産加工品等の販路開拓強化支援事業	4,300	県産水産物の魅力や魚食文化を普及するため、「みやぎ水産の日」を核とした情報発信、「海の幸料理教室」等を開催する。	「みやぎ水産の日」を核として、県民に広く本県産水産物の旬や美味しさを発信し魚食普及を推進するとともに、料理教室や出前講座の開催を通じて多くの県民に魚食文化の継承を促す。	
28	食育の推進	食振	食育・地産地消推進事業	6,673	消費者と生産者・事業者を結びつけるため、地産地消推進店や地産地消フェア等の取り組みを実施するほか、食育・地産地消意識を醸成するため、食材王国みやぎ「伝え人」の派遣や高校生地産地消お弁当コンテストを実施する。	地産地消推進店と連携して県産食材のPRを行うことにより、地産地消を推進していく。また、小・中学校への食材王国みやぎ「伝え人」派遣事業、高校生お弁当コンテストの開催など、各世代に合わせた食育の事業を実施する。 お弁当コンテストにおいては、PR用のホームページを開設し、お弁当コンテストの作品募集の告知及びWEB投票を実施し若年層への情報発信に努めていく。 「伝え人」派遣事業については、派遣先の小・中学校等にパンフレット等の資料を配布し、食育及び県産食材に関する積極的な情報発信に努めていく。	
		健推	みやぎの食育推進戦略事業	3,879	第4期宮城県食育推進プランの目標達成に向けて市町村や関係団体、みやぎ食育コーディネーターなど多様な関係者が互いに連携、協力した取組を推進する。	企業や団体との連携のもと、主に野菜摂取量が不足している若い世代(20~40歳代)に向けた普及・啓発を効果的に実施していく。 食の安全・安心の活動についても研修会テーマ等に取り入れ、正しい知識の普及を進めていく。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
II-1-(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進							
29	イ リスクコミュニケーションの充実	原対	広報事業	2,403	みやぎ原子力情報ステーションの運営を行う。新たにツイッターによる情報発信に取り組む。「放射線・放射能に関するセミナー」等を開催する。	今後も継続して施策を推進していく。	
30	ロ 水道水の検査結果の公表	食暮	水道水の検査結果の公表	0	市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげる。	今後も継続して施策を推進していく。	
31	ハ 住民持ち込み測定	原対	放射能県民安心事業	0	住民持ち込み測定結果について、毎月の測定件数及びこれまでの測定結果をグラフを用いて表し、「みやぎ原子力情報ステーション」で毎月公表する。	今後も継続して施策を推進していく。	
II-2-(1) 県民総参加運動の展開							
32	イ 県民が参加する消費者モニター制度の推進	食暮	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	1,584	アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。	みやぎ食の安全安心推進会議の意見を伺いながら、アンケート調査や研修会等の実施、若者や子育て世代の募集や意向の把握に取り組む。	
33	ロ 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援	食暮	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	1,584	アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する。	ラジオ、県政だより等の広報媒体を活用した広報活動や、商品貼付用ロゴマークシールの配布などにより、事業の推進に取り組む。また、食品衛生法の改正を反映した新しい自主基準の設定を支援する。	
34	ハ 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発	食暮	食品表示適正化事業	988	関係機関と連携し、食品表示110番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。	みやぎ出前講座などにより、食品に関する適正な表示の普及啓発に取り組む。	
		食暮	食の安全安心相互交流理解度アップ事業	649	食の安全安心セミナー及び県内の各県域で食の安全安心に関する地方懇談会を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、食の安全安心セミナー等を実施することにより、食の安全安心に関する意識の向上を図る。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
II - 2 - (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映							
35	イ 県民の意見の把握と反映	食暮	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	1,584	アンケート調査や研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、モニターだより等により「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を推進する。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施する	アンケート調査、研修会、食品工場見学会・生産者との交流会等により、県民の意見を把握すると共に、アンケート回答率の向上に努める。	
			食の安全安心相互交流理解度アップ事業	649	食の安全安心セミナー及び県内の各県域で食の安全安心に関する地方懇談会を実施する。	食の安全安心セミナー等で実施する意見交換やアンケートにより、県民の意見の把握に努める。	
36	ロ 食の安全安心に関する相談窓口の充実	食暮	食の110番等食の安全安心に関する相談窓口	0	県内保健所に相談窓口「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、相談者へ適切な情報を提供するとともに、必要に応じて食品事業者に対し調査、指導する。	今後も継続して施策を推進していく。	
			食品表示適正化事業	988	関係機関と連携し、食品表示110番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。	関係機関と連携し、消費者、事業者等からの相談に対応するとともに、被疑情報等に基づき調査指導等を行う。	
III - 1 体制整備及び関係機関等との連携強化							
37	(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	食暮	食の安全安心対策本部による体制整備	0	宮城県食の安全安心対策本部の会議を開催し、食の安全安心確保のための施策を推進する。	宮城県食の安全安心対策本部により、危機管理及び総合的な対策を推進する。	
38	(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	食暮	食の危機管理対応マニュアル等による対応	0	食の安全安心推進員による食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、食に係る危機の未然防止と発生時における基本マニュアル等に基づく迅速・適切な対応を図る。	食の危機管理対応チーム及び基本マニュアル等により、食に係る危機の未然防止と発生時の的確な対応に努める。	

施策	施策項目	担当	事業名	事業費(千円)	事業概要	R2評価を鑑みたR4実施方針	再掲
39	(3) 食の安全に関する調査・研究の充実	食暮	食品検査対策事業	32,289	食品衛生に関する調査研究や業務改善等を検討し、食品衛生業務担当者の知識と技術の向上を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	○
		水整	有用貝類毒化監視・販売対策事業	8,814	貝毒原因プランクトンの監視調査や二枚貝等の貝毒検査を行い、貝毒を原因とする食中毒の未然防止を図る。	貝毒を原因とする食中毒の未然防止を図るため、貝毒原因プランクトン調査や二枚貝等の貝毒検査を行う。また、県漁協等の関係機関と連携して、更に合理的かつ効率的な監視体制を構築していくため、貝毒の検査結果や各種調査データ及び最新の研究成果等について、国や岩手県等と情報共有を行う。	○
		水整	カキ中のノロウイルス低減対策に関する研究	2,100	カキ中のノロウイルス等の低減法の検証及び低減法を検証するため必要となるウイルス汚染カキの作成に係る研究を実施する。	共同研究機関と綿密な打合せを行い、効率的な研究を推進する。	○
40	(4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	畜産	放射性物質影響調査事業	11,550	牧草等の粗飼料及び原乳の放射性物質検査を実施するとともに、原乳における検査を実施し、本県畜産物の安全性を確認する。また、牧草等粗飼料への土壌からの放射性物質移行の機序を解明し、安全・安全な粗飼料生産に寄与する。	今後も継続して施策を推進していく。	○
		林振	ほだ木等原木林再生実証事業	6,548	県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究を行う。	今後も継続して調査を実施する。	○
41	(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携	園推	農産物放射能対策事業	18,801	市町村、関係機関と連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する、県産農産物における放射性物質濃度のモニタリングを継続し、県民の不安解消を図る。	今後も継続して施策を推進していく。	○
		食暮	食品表示適正化事業	988	関係機関と連携し、食品表示110番に寄せられる被疑情報等に基づく事業者への調査指導等を行う。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加で小売店のモニタリング調査を行う。さらに、食品表示に関する相談に対応するほか、食品表示制度の普及啓発を行う。	関係機関と連携し、適正な食品表示の確保に取り組む。特に、経過措置期間が令和3年度で終了した加工食品の原料原産地表示の適正化について重点的に取り組む。	○
Ⅲ-2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置							
42		食暮	みやぎ食の安全安心推進会議開催事業	851	みやぎ食の安全安心推進会議を開催し、食の安全安心の確保に関する審議、施策の評価、意見交換等を行う。	今後も継続して施策を推進していく。	

略称	正式名称
原対	復興・危機管理部原子力安全対策課
自保	環境生活部自然保護課
食暮	環境生活部食と暮らしの安全推進課
健推	保健福祉部健康推進課
農政室	農政部農業政策室
食振	農政部食産業振興課
農振	農政部農業振興課
みや米	農政部みやぎ米推進課
園推	農政部園芸推進課
畜産	農政部畜産課
家対室	農政部家畜防疫対策室
水振	水産林政部水産業振興課
水整	水産林政部水産業基盤整備課
林振	水産林政部林業振興課